

「復興支援員」制度について

制度の概要

- 目的：被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 実施主体：被災地方公共団体 ※東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村（9県・227市町村）
- 設置根拠等：被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期間：概ね1年以上最長5年
- 総務省の支援

①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置（2011年度～）

⇒ 支援員1人につき、報酬等（地域の実情に応じて地方公共団体が定める額）※+活動費（必要額）を措置

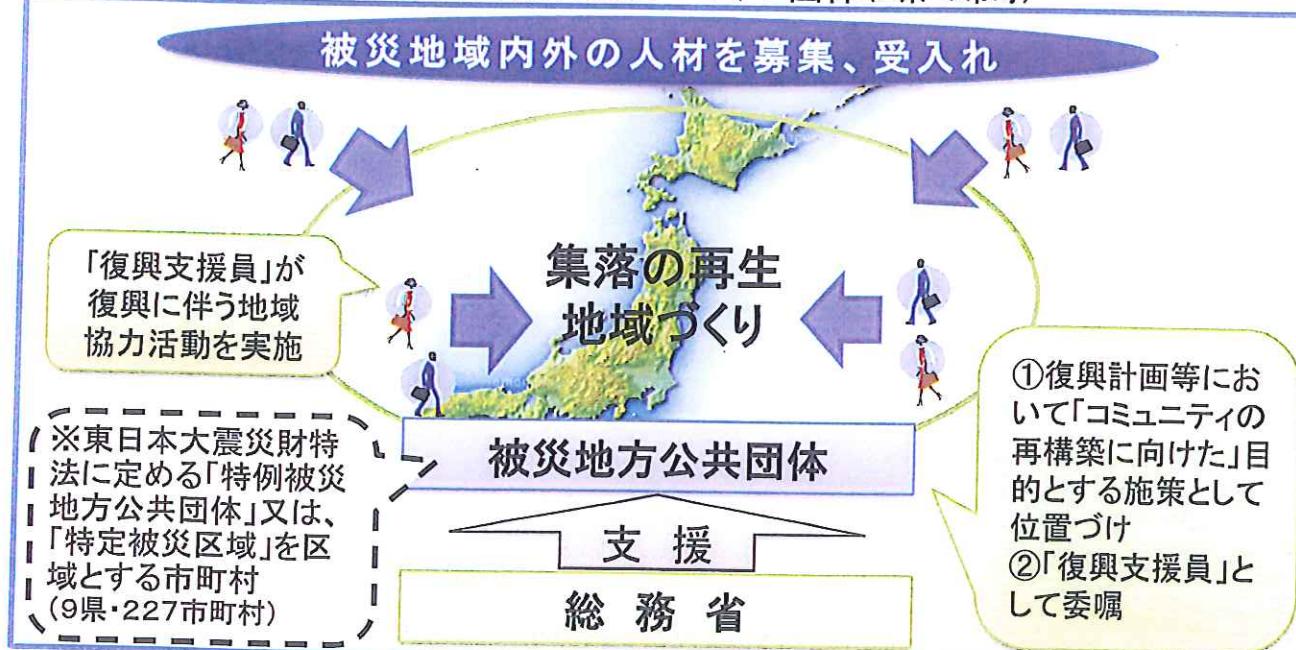
※参考：地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置

②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、

募集や研修、マネジメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

○支援員数：78名（平成24年度特交措置ベース）7団体（2県・5市町）

支援員の募集・選考、事前説明、給与の支払い、活動後のサポート等の事務をNPO団体等に委託する場合の委託費も特別交付税措置の対象となります。



(参考)総務省通知(2012年1月6日付け)

復興に伴う地域協力活動の例

- 被災者の生活支援、見守り・ケア等
 - ・話し合いの場づくり
 - ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手等
 - ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティの連絡調整
- 地域おこし活動の支援
 - ・イベント等の企画・運営支援
 - ・ネットワークづくりの支援
 - ・地域行事、伝統芸能コミュニティの活動再開及び活動の応援等
 - ・都市との交流事業実施応援等
 - ・地域ブランドづくりやプロモーションの支援、地場産品の販売等
- 集落のビジョン策定

※具体的な内容については、各被災地方公共団体が委嘱において地域の実情に応じて定める

平成26年度 「復興支援員」取り組み状況

団体名	人数	活動内容等
岩手県（県事業）	31名	被災地の観光再生に係る観光推進業務に従事。
岩手県大船渡市	93名	仮設住宅団地管理等の行政事務サポート、コミュニティ活動支援に従事。
岩手県北上市	1名	県内の農林水産物の販路拡大のため、PR活動に従事。
岩手県釜石市	15名	仮設住宅の見守りや、水産業の6次化推進活動に従事。
岩手県大槌町	86名	応急仮設住宅住民の見守り支援、団地内コミュニティの活性化活動に従事。
岩手県山田町	4名	観光の復興、交流人口拡大、コミュニティの維持活動に従事。
宮城県（県事業）	67名	地域の歴史の伝承や、コミュニティのケア活動に従事。
宮城県石巻市	6名	6次産業化・地産地消、産業振興を通じたコミュニティ支援に従事。
宮城県気仙沼市	28名	自治組織の維持・活性化につながる業務に従事。
宮城県多賀城市	2名	地域課題、資源を掘り起こす活動に従事。
宮城県東松島市	4名	仮設住宅コミュニティの運営支援活動に従事。
宮城県丸森町	2名	地域の魅力の発信や、イベント開催、環境美化活動に従事。
福島県（県事業）	41名	被災者の生活支援等に従事。
福島県相馬市	2名	観光イベントを中心とした地域おこし活動に従事。
福島県田村市	9名	高齢者の家に定期訪問や、地域事業の再開を支援する活動に従事。
福島県伊達市	1名	観光施設の企画立案業務に従事
福島県富岡町	4名	県外避難者の支援、交流イベントの開催等に従事
福島県大熊町	13名	県外避難者の支援、町民主体の地域コミュニティの運営支援等に従事
福島県双葉町	10名	ニーズを知るために聞き取り調査活動に従事。
福島県浪江町	30名	避難者の家に個別訪問や、地域の情報を発信する活動に従事。
長野県栄村	3名	生活支援ボランティア推進のための体制づくりに従事。

21団体（3県18市町村）452名（平成26年度特交ベース）